



高島市職員採用試験実施要項

【令和6年度（令和7年4月）採用：任期付職員】



“高島市の歴史の1ページ”を共に創造できる方を、
高島市職員一同、心よりお待ちしております。

高島市が求める人材像

- ◆ 高島市への“熱い想い”を持っている人
- ◆ 公務員としての高い志を持ち、高島市民の想い・願いを共有し、それらを行動に移せる人
- ◆ 豊かな感性を持ち、人間的な魅力を備えた人
- ◆ 広い視野と柔軟な思考力があり、最後まで職務をやり遂げることができる人

申込受付期間： 令和6年12月25日（水）から令和7年1月31日（金）まで

受験申込みは「職員採用情報ページ」からWebでの手続きとなります

1. 試験概要

高島市の職員採用試験は、一般教養試験（いわゆる公務員試験）ではなく、個人面接試験、適性検査等による『人物重視』の採用試験を実施します。学歴、学力に関わらず、高島市職員として働きたい方はぜひご応募ください。

2. 募集内容

募集職種	募集人数	任用期間	受験資格
一般行政職 (上級)	若干名	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 ※1. 任期付職員	次のいずれにも該当する方 (1) 昭和59年4月2日から平成15年4月1日に生まれた方 (2) 一般労働者(※2)または公務員(※3)として2年以上の就業経験を有する方 * 学歴は問いません。 * 大卒程度の上級試験です。

【備考】

※1. 任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、本市条例により任期を定めて採用する専門的知識や経験等を有する職員です。

※2. 一般労働者

常用労働者のうちパートタイム労働者を除きます。

「常用労働者」とは、①期間を定めずに雇われている者、または、②1か月以上の期間を定めて雇われている者に該当する労働者のことをいいます。

「パートタイム労働者」とは、「常用労働者」のうち、①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、または、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない者に該当する労働者のことをいいます。

※3. 公務員

会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）および臨時的に任用される者（同法第22条の3）を除きます。

【注意事項】

(1) 令和7年4月1日採用となります。

(2) 採用後は市内や近隣市町に居住し、緊急時に迅速に対応できる方を希望します。

(3) 普通自動車免許（AT限定含む）を保有される方を希望します。

(4) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（ア～ウ）に該当する方は、受験資格がありません。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 高島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (5) 日本国籍を有しない方は、任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。
- (6) 日本国籍を有しない方は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (7) 任期付職員への採用は、高島市職員（任期の定めのないもの）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

3. 申込手続きの方法

『高島市職員採用情報ページ』の「エントリーフォーム」から申し込みの手続きを行ってください。

手続きの前に、本要項および同ページの「エントリーフォームからの申込方法」を必ずお読みください。

高島市職員採用情報ページ URL

<https://www.city.takashima.lg.jp/gyoseijoho/takashimashinitsuite/1/1/index.html>



【注意事項】

- (1) 本市は、職員採用管理システム (Be-Smart) で試験の申込受付を行います。システムのガイドに沿って、「仮登録」に続き「本登録」を行ってください。
- (2) 「本登録」メールのURLは、受信後24時間以内にログインしないと無効となりますので、ご注意ください。
- (3) 「本登録」には、顔写真データをご準備ください。
- (4) 「本登録」の完了後は、登録されたメールアドレスに確認メールが自動で送信されます。
また、お申込みから3日以内（市役所の閉庁日を除く）に、第1次試験に関する連絡メールが届きますので、必ず内容を確認してください。
なお、事前に次のドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。
- *@city.takashima.lg.jp（市役所：非常時連絡）
 - *@bsmrt.biz（申込受付、合否通知、各種案内）
 - *@cbt-s.com（テストセンター案内）
 - *@ibt-cloud.com（Web検査案内）
- (5) 確認・連絡メールが届かないとき、内容に誤りがある場合は、必ず人事課にご連絡ください。
なお、メール未受信の場合、メールのフィルタリング機能により迷惑メールとして隔離されていることがありますので、ご確認ください。
- (6) 本市では、郵送による申込手続きは行っていませんのでご注意ください。
- (7) 申込手続きに問題が生じて、募集締切り間近だと対応できない場合がありますので、お申込みは余裕をもって早めに済ませてください。
メール受信設定の不具合、申込手続きの不備等により、申込期間内にお申込みが完了せず受験ができない場合でも、本市は一切責任を負いません。

4. 選考試験内容

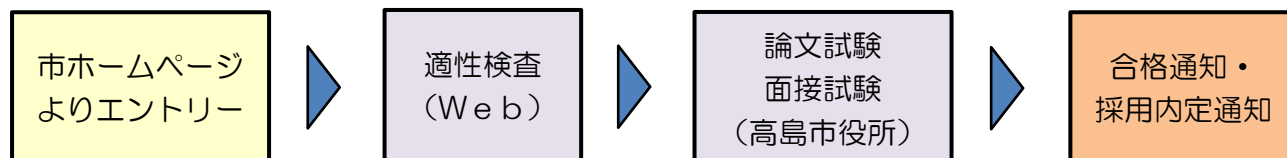
【一般行政職】

試験項目	日程	試験会場	備考
適性検査	令和6年12月25日(水) ～ 令和7年2月7日(金)	受験者の自宅等 (各自の端末)	職場への適応性等を測定する パーソナリティ適性検査 *Web方式 *約35分
論文試験	令和7年2月18日(火)	高島市役所 (高島市新旭町 北畑565番地)	与えられたテーマに対する 考えを記述する試験 *約60分
面接試験			個人面接試験 *約20分×1回

【注意事項】

- (1) 都合により、試験内容、日程等が変更する場合があります。その際は、各受験者へお知らせします。
- (2) 「適性検査(Web方式)」は、お手持ちのパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を使用し、ご自宅などの通信環境の整った場所で、期限までに受験してください。適性検査を受検しないと、以後の試験は受験できません。

【試験の流れ】



5. 職務内容

一般行政職	<ul style="list-style-type: none"> • まちづくりの計画や戦略を立て実行しています。 • 防災から災害対応まで、危機管理に備えています。 • 市民に税金、料金を課して徴収をしています。 • 健康保険や国民年金に関する手続きをしています。 • まちの環境、衛生を守れるように取り組んでいます。 • お年寄りや障がいのある人、子育て世代を支えています。 • 田や畑、山、湖を守り、自然や作物の活用を考えています。 • まちの観光地や地場産業の発展を支えています。 • 道路や川、公営住宅、上下水道の整備、管理を行っています。 • 小中学校、教育施設、スポーツ施設を運営しています。
-------	---

6. 勤務条件

※ 法令改正等により変更されることがあります。

○初任給（基本給料月額、令和7年4月以降）

※ 一般行政職（上級試験：行政職給料表適用）

・ 大学卒業程度：220,000円

※ 規定に基づき、学歴、職歴等により調整されます。

※ 就業経験年数ごとの給料月額の例（民間企業正社員の場合）

経験年数	5年	10年	15年	20年
給料月額	238,200円	246,000円	249,100円	252,400円

○期末・勤勉手当（令和6年度実績、人事評価により変動あり）

給料月額を基礎として、年3.0か月の期末手当・勤勉手当が支給されます。

○勤務時間

8:30～17:15（12:00～13:00は休憩時間）

※ 時間外勤務が発生することがあります。

○福利厚生

定期健康診断、ストレスチェックをはじめ、職員互助会による福利事業、厚生事業、保険事業により、給付や助成等の制度があります。



○諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等が規定に基づき対象者に支給されます。



○休日・休暇等

※ 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※ 休暇：年次有給休暇（年20日）、夏季特別休暇（5日）、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、育児休業等



< 高島市が求める人材像 >

高島市への“熱い思い”を持っている人

「高島市の」職員として、高島市のために何ができるか、何が必要かを常に考え、まちづくりに対する自分自身の想いを語る事ができる。

公務員としての高い志を持ち、高島市民の思い・願いを共有し、それらを行動に移せる人

「より良い市民生活の実現」のために働いているという意識を忘れず、市民の思いや願いに寄り添いながら、目指すべき目標に向かって行動できる。

豊かな感性を持ち、人間的な魅力を備えた人

相手の話をじっくり聴き、その想いを理解し、尊重することができる「感性の豊かさ」や「包容力」、そして「素直な気持ち」を持っている。

広い視野と柔軟な思考力があり、最後まで職務をやり遂げることができる人

社会の変化を敏感に察知し、前例や常識にとらわれず、目標を達成するために創意工夫をしながら取り組める。

[お問い合わせ]

高島市総務部人事課 人材開発チーム

〒520-1592

高島市新旭町北畑 565 番地（高島市役所本館2階）

TEL：0740-25-8525

E-mail：jinji@city.takashima.lg.jp